

稲沢市民病院患者給食業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本要領は、稲沢市民病院患者給食業務委託のプロポーザル方式による委託先の選定に関して、必要な手続きを定めるもの。

2 業務概要

- (1) 業務名 稲沢市民病院患者給食業務
- (2) 業務内容 「稲沢市民病院患者給食業務委託仕様書」を基準とする
- (3) 契約期間 契約締結日から令和11年3月31日まで（3年間）
ただし、令和8年3月31日までは当該委託業務の準備期間とし、準備にかかる費用は、受注者負担とする。
- (4) 実施場所 稲沢市民病院 稲沢市長束町沼100番地
- (5) 参考 ①当該業務の令和7年度委託費用予算額は次のとおり。
金153,019千円
②当院の許可病床数は次のとおり。
許可病床数278床（令和7年10月1日現在稼働病床数232床）

3 委託料見積の条件

- (1) 見積額は、管理費（人件費＋運営管理費）と食材費からなるものとする。朝食・昼食・夕食毎に1食あたりの単価（食材費）及び月額管理費を見積もること。朝食・昼食・夕食それぞれ1食あたりの単価を合算した1日当たりの単価は1,200円を超えないこと。
- (2) 見積額は、管理費及び食材費のいずれも、令和8年度分として見積もること。令和9年度から令和10年度分の管理費は、令和8年度分見積額を基準として、厚生労働省が公表する愛知県の最低賃金の増減率に応じた額とする。令和9年度から令和10年度分の食材費は、それぞれの前年度において物価等を勘案して見積もった額とする。
- (3) 1食当たりの単価（食材費）は、濃厚流動食、経腸栄養剤、栄養補助食品等の必要なすべてを給食材料費として見積もること。
- (4) 見積額は、消費税及び地方消費税を含まない額とする。
- (5) 検食に係る費用は、発注者負担とする。検食の食数は、朝食、昼食、夕食を各1食とする。
- (6) 食数実績は次のとおり。

	令和6年度					令和7年度							
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
朝食	3,279	3,247	4,110	5,078	4,702	4,390	4,302	3,774	3,255	4,418	4,902	4,649	
昼食	3,167	3,190	4,000	4,952	4,537	4,253	4,142	3,648	3,141	4,282	4,736	4,532	
夕食	3,257	3,231	4,093	5,062	4,677	4,356	4,271	3,758	3,252	4,435	4,894	4,634	

4 参加資格要件

次のすべての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 稲沢市指名停止取扱要領（平成 16 年 4 月 1 日施行）に基づく指名停止措置を受けていない者、かつ、愛知県から同様の措置等を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法第に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）であること。
- (4) 民事再生法第に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（再生手続開始の決定を受けた者を除く。）であること。
- (5) 法人税、消費税及び地方消費税の滞納が無いこと。
- (6) 稲沢市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書（平成 27 年 2 月 9 日付け稲沢市長・稲沢市教育委員会教育長・稲沢市病院事業管理者・愛知県稲沢警察署長締結）に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (7) 過去 5 年間の内、日本国内の許可病床数 200 床以上の病院において、本件と同等の業務を継続して 3 年以上受託した実績を 5 件以上有する者であること。
- (8) 社団法人日本メディカル給食協会の会員であり、受託業務の遂行が困難になった場合の代行保証が確認できる者、または同等の代行保証体制をとれることが確認できる者であること。
- (9) 病院給食業務に係る財団法人医療関連サービスマーク認定業者であること。
- (10) 当該業務を遂行するに足る能力を十分に有する者であること。

5 実施スケジュール

内 容	日 程
(1) 公告及び参加申請書配布開始	令和 7 年 11 月 4 日（火）
(2) 参加申請書の提出期間	令和 7 年 11 月 4 日（火）～11 月 18 日（火）
(3) 質問書受付期間	令和 7 年 11 月 4 日（火）～11 月 20 日（木）
(4) 質問回答	令和 7 年 11 月 28 日（金）
(5) 提案書の提出期間	令和 7 年 11 月 4 日（火）～12 月 5 日（金）
(6) 審査（プレゼンテーション）	令和 7 年 12 月 22 日（月）
(7) 審査結果通知	令和 7 年 12 月下旬

※上記のスケジュールは変更の可能性あり。

6 参加申請書の提出

本プロポーザルに参加する場合は、次により参加を申請すること。

- (1) 提出期間 令和 7 年 11 月 4 日（火）から令和 7 年 11 月 18 日（火）17 時まで
- (2) 提出方法 稲沢市民病院事務局管理課へ持参または郵送すること。
郵送の場合は書留とし、期間内に必着のこと。
- (3) 提出書類 ① 参加申請書（様式 1）
② 誓約書（様式 2）
③ 調査書（様式 3）

- ④ 会社概要（パンフレット等の任意様式）
- ⑤ 直近の貸借対照表及び損益計算書の写し
- ⑥ 登記事項証明書または商業登記簿謄本の写し
（申請日の直前3か月以内に発行されたもの）
- ⑦ 直近の法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書の写し
- ⑧ 医療関連サービスマーク認定証の写し

（４）提出部数 各１部

7 質問書受付及び回答

本プロポーザルに関して質問がある場合は、次により質問すること。

- （１）質問方法 質問書（様式５）にて事務局あてメール提出とする。
なお、メール送信後は必ず送信した旨を電話にて連絡すること。
- （２）受付期間 令和７年１１月４日（火）から令和７年１１月２０日（木）１７時まで
- （３）回答方法 令和７年１１月２８日（金）に全参加者あてにメールにて回答する。

8 審査基準

別表に定めるとおりとする。

9 提案書の作成及び提出

提案書の作成及び提出は次のとおりとする。

- （１）提案書の内容
内容及び構成は自由とするが、別紙「審査基準」に示す事項は必ず記述すること。
なお、人員配置計画及び見積提案価格については、別紙「委託料見積書」に示す記載方法を参考とすること。
- （２）提出期間 令和７年１１月４日（火）から令和７年１２月５日（金）１７時まで
- （３）提出方法 稲沢市民病院事務局管理課へ持参または郵送すること。
郵送の場合は書留とし、期間内に必着のこと。
- （４）提出書類 提案書及び業務見積書
- （５）提出部数 提案書は正本１部、副本１１部
見積書は正本１部を別途封筒に入れて提出すること

10 審査

審査基準に基づき、参加者が行うプレゼンテーションを審査し、最優秀提案者及び次点提案者を選定する。プレゼンテーションは次のとおりとする。

- （１）日程 令和７年１２月２２日（月）※時間は別途連絡。
- （２）場所 稲沢市民病院
- （３）内容 プレゼンテーション
※事前に提出した提案書に基づくこと。
- （４）結果通知 全参加者に書面で通知する。
- （５）その他

- ① 出席者は3名を上限とする。
- ② 時間配分は、提案説明を20分、質疑応答を10分とする。
- ③ プロジェクターまたはこれに準ずる映像投影機器を使用することができる。使用を希望する場合は、HDMI出力に対応したノートパソコンを持参すること。
- ④ 企画提案書に準拠した内容に限り、プレゼンテーション用の資料を使用することができる。使用する場合は、11部を用意すること。なお、企画提案書に記載のなかった事項を加えることは不可とする。
- ⑤ 出席予定者がやむを得ない事情により出席できなくなった場合に備え、直前であっても代理者が出席できるよう準備すること。

11 契約締結

審査により最優秀提案者として選定された者を優先交渉権者として、期間を定めて企画提案の内容をもとに契約締結の交渉を行う。ただし、期間内に当該交渉が成立しない場合は、次点提案者と契約締結の交渉を行うこととする。

12 その他

- (1) 参加者は、契約の締結を前提として提出したプロポーザル提案内容について、協議の上、これを順守し、業務を行わなければならない。
- (2) 次に掲げる者が行った参加は無効とする。契約締結後の場合は当該契約を解除する。
 - ① プロポーザルに参加する資格のない者
 - ② 虚偽の内容を記載した者
 - ③ 公募要項等に記載されている事項に違反した者
 - ④ その他、公正な審査や評価に影響を及ぼす行為があったと認められる者
- (3) 参加を申請した後に辞退する場合は、速やかに事務局に連絡の上、辞退届（任意様式）を提出すること。
- (4) 提案書の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じる事項に係る責任は、全て参加事業者が負うものとする。
- (5) 提出された提案書等は、選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (6) 提出書類等の返却は行わない。また、提案書の内容に対して、確認、問合せ、追加書類の提出を求めることがある。
- (7) 本プロポーザルの参加に要する費用は、参加者の負担とする。
- (8) 当該業務は、長期継続契約に基づくものとするため、契約期間中に歳出予算の減額または削除があった場合は、当該契約を解除する。
- (9) 病院運営の都合により当該契約を解除することができる。この場合は、事業者の負担により現状回復を行うこと。また、事業者に損失が生じたとしても病院はその責を負わない。

13 事務局

稲沢市民病院事務局管理課 施設・用度グループ 山田・落合

〒492 - 8510 愛知県稲沢市長束町沼 100 番地

TEL : 0587-32-2111 FAX : 0587-32-2151

メール : kanri-sisetu@city.inazawa.aichi.jp